

青森県報

号外第五十一号

平成二十二年
六月二十五日
(金曜日)

目 次

条 例

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(病院経営企画室)	三
青森県病院事業条例の一部を改正する条例	(同)	三
青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例	(食の安全・安心推進課)	三

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）」を削る。

第八条の三第一項中「第四項及び第十八条第七号」を「第五項及び第十八条第六号」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。第四項及び第十八条第七号において「時間外勤務」という。）」を「時間外勤務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避ける

このできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。次項及び第五項並びに第十八条第六号において「時間外勤務」という。()をさせてはならない。

第十八条第六号中「又は第二項（これらの規定を同条第三項）」を「（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により深夜勤務をさせ、及び同条第二項又は第三項（同条第四項）」に改め、「深夜勤務又は」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の二第一項又は第八条の三第二項若しくは第三項の規定による請求をしようとする職員は、この条例の施行前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求をすることができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）

第二条の二 法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。）」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中「次に」を「第二条各号に」に改め、同条各号を削る。

第十一条第一号中「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。）」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十三条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後

は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第二十条の十の規定による同条の証明書の交付に関する事項及びその他県税に関する証明書の交付に関する事項 これらの証明書の交付を請求する場所の所在地

第四十九条第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号」を「又は同項第四号」に改め、同条第三項中「第二号」を「第三号」に、「第五十一条第二項第一号の二」を「第五十一条第二項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「又は第五項」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該」に改め、同条第三項中「第五十二条第二項第三号」を「第五十二条第二項第四号」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に改める。

第五十二条第一項中「又は本項」を「若しくはこの項」に、「第五十三条第二十七項各号」を「第五十三条第二十二項各号」に改め、同条第二項中「本節」を「この節」に、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、「第五十三条第二十七項各号」を「第五十三条第二十二項各号」に改める。

第五十三条中「第五項（法人税法第百二条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）又は第五十二条第一項」を「又は前条第一項」に改める。

第五十三条の二第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第四項中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第

四十項」に改める。

第五十六条第二項中「法第七十二条の三十第一項又は法第七十二条の三十一第一項」を「又は第三項」に改める。

第五十六条の二第三項の表中「第六十二条第一項」を「第六十二条」に改める。

第五十七条の二第三項中「各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第五十八条第一号八中「及び清算所得」を削る。

第六十条第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中

「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号八、第二号及び第三号中

「及び清算所得」を削る。

第六十二条中「及び清算所得に係る所得割」を削り、同条第三号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行わ

れる日の前日まで)」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 法第七十二条の二十九第三項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から一月以内(当該期間内に残余財産の

最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第六十二条第五号を削る。

第六十三条第一項中「清算所得」を削る。

第六十八条の二中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第九十八条中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

附則第八条の三中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「(以下この条において「特例適用期間」という。)(

を削り、「及び特例適用期間」を「及び当該期間」に改め、「並びに特例適用期間内の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額を含む。）に係る法人税割」を削る。

附則第八条の四第一項中「該当する法人（）」の下に「清算中の法人、」を加え、同条第二項中「第一号の三」を「第三号」に改める。

附則第八条の五中「及び清算所得」を削る。

附則第九条の二中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十八条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日（以下「施行日」という。）以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては施行日以後の解散によるものに限る。以下同じ。）が行われる場合、施行日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われた場合又は施行日前に解散（合併による解散を除く。）

が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、施行日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

4 施行日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

5 施行日前に青森県県税条例第九十六条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同条例第九十九条第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第九十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円

二 改正後の条例附則第九条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五円

6 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年改正法」という。）附則第六条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号。以下「平成二十

二年改正省令」という。(附則第二条第一項に規定する様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

7 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

8 附則第五項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、改正後の条例の規定中たばこ税に関する部分(改正後の条例第九十九条及び第百条の二の規定を除く。)を適用する。

第九十七条第二項	前項	青森県県税条例の一部を改正する条例(平成二十二年六月青森県条例第三十号。以下この節において「平成二十二年改正条例」という。)附則第五項
第百条の三第一項	前条の規定によって申告書	平成二十二年改正条例附則第六項の規定によって申告書
	法第七十四条の二十四第四項	地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号。以下この節において「平成二十二年改正法」という。)附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項

		前条の規定によつて申告納付する	平成二十二年改正条例附則第六項及び第七項の規定によつて申告納付する
第百条の三第二項	前条	平成二十二年改正条例附則第六項	
	法第七十四条の二十第一項から第三項	平成二十二年改正法附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十第一項から第三項	
	地方税法施行規則第八条の五第一項	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）附則第二条第一項	
第百一条第一項	法第七十四条の二十四第四項	平成二十二年改正法附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項	
第百一条第二項	法第七十四条の二十二第二項	平成二十二年改正法附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項	
	第百条の二第一項若しくは第三項	平成二十二年改正条例附則第七項	
	法第七十四条の二十二第一項又は第二項	平成二十二年改正法附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十二第一項又は第二項	
第百一条の三	法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項	平成二十二年改正法附則第六条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項	

9

平成二十二年改正法附則第六条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、改正後の条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、平成二十二年改正省令附則第二条第三項に規定するところにより、平成二十二年改正法附則第六条第七項の返還に係る製造

たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「算定方法等」という。「」の下に「並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年三月十九日厚生労働省告示第九十三号）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例

青森県の基幹産業である農業は、夏季冷涼で変化に富む気候、豊かな水資源、広大で生産力の高い農地、北国の風土に育まれた緑豊かな森林、そして勤勉で意欲的な担い手により、生産量や品質など多くの面で全国の中でも高い水準にあり、県経済や地域社会を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

このような豊かな農業環境のもとで行われている稲作の過程においては、大量の稲わらが発生する。これを貴重な資源として有効に利用することは、本県の農業のみならず、他の産業の振興にも資することが期待されている。

本来、農業者自らが農作業の一環として稲わらを有効利用していくべきものと考えられるが、農業従事者の減少や高齢化といった労働力事情などから、一部の地域においては依然として焼却などの処分が行われている現状がある。

ここに、農業者をはじめ、県、市町村、農業団体等が一体となって、稲わらの焼却等の処分を行わず、健康な土づくりや貴重な資源として循環させることなどによる有効利用を図ることが重要であることから、この条例を制定する。

この条例の制定により、稲わらの焼却により発生する煙による健康や環境、道路交通などへの影響が解消され、県民にとって快適で暮らしやすい環境が形成されることや、本県を訪れる観光客へのイメージアップにつながることなどの効果を期待するものである。

(目的)

第一条 この条例は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止について、県の責務等を明らかにするとともに、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関し啓発等必要な施策を実施するものとする。

(農業者の責務)

第三条 農業者は、稲わらの有効利用に努めなければならない。

2 農業者は、稲わらの有効利用の促進を妨げる焼却等の処分を行わないよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第四条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関し必要な施策を実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき行うものとする。

一 農業者による健康な土づくり（農作物が良好に生育する土壤に係る環境を整えるため、土壤に係る診断に基づき農耕の用に供される土地にたい肥等の有機質資材及び土壤改良資材を適正に施用し、適切な土壤の管理を行い、バランスの取れた土壤を生成することをいう。）を支援すること等により、安全性が確保され、安心して消費することができる農産物を求める消費者の需要に対応するため、環境と調和のとれた農業の展開を図ること。

二 稲わら等を資源として循環させる耕畜連携（米、野菜等の生産を行う農家と畜産業を営む農家との間の連携をいう。）の強化を図ること等により、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を図ること。

三 稲わらの広域的な活用に係る情報ネットワークの構築を図ること。

四 新エネルギー、工芸品としての活用等稲わらの新たな有効利用を図ること。

五 稲わらの焼却等の処分をせず、有効利用を図ることについて農業者の理解と関心を深めること。

（市町村、関係団体等への支援）

第五条 県は、市町村、関係団体等が稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第六条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭